

議案第 56 号

市川市農漁業経営安定化資金利子補給条例の制定について

市川市農漁業経営安定化資金利子補給条例を次のように定める。

平成 20 年 2 月 18 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市農漁業経営安定化資金利子補給条例

(目的)

第 1 条 この条例は、農漁業者が融資を受けた農漁業経営安定化資金に係る利子の一部の補給(以下「利子補給」という。)を行うことにより、農漁業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農漁業者 農業を営む者又は漁業を営む者であって、市内に住所を有するものをいう。
- (2) 融資機関 農漁業経営維持資金にあつては農林漁業金融公庫、市川市農業協同組合又は千葉県信用漁業協同組合連合会をいい、農漁業災害対策資金にあつては市川市農業協同組合、千葉県信用漁業協同組合連合会その他規則で定める金融機関をいう。
- (3) 農漁業経営安定化資金 農漁業経営維持資金及び農漁業災害対策資金をいう。
- (4) 農漁業経営維持資金 農漁業者が農漁業の経営の維持を図るために必

要な次のいずれかに該当する資金をいう。

ア 災害により被害を受けた農漁業の経営を再建するための資金（農漁業災害対策資金に該当するものを除く。）

イ 社会的又は経済的環境の変化その他の農漁業者の責めに帰すことができない事由により経営状況（取引状況を含む。）が悪化している場合に、農漁業の経営を維持するための資金

(5) 農漁業災害対策資金 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）第2条第4項に規定する経営資金及び千葉県農業災害対策資金利子補給事業又は漁業災害対策資金利子補給事業において千葉県知事が指定した資金をいう。

（利子補給対象者）

第3条 利子補給を受けることができる者は、次の各号に掲げる資金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 農漁業経営維持資金 融資機関から農漁業経営維持資金の融資を受けた農漁業者

(2) 農漁業災害対策資金 農漁業者に対し農漁業災害対策資金の融資を行った融資機関

（利子補給金の額等）

第4条 利子補給金の額は、農漁業経営安定化資金の融資の元本の残高に応じ、年5.5パーセント以内で規則で定める率により算出して得た額とする。

2 利子補給を行う期間は、融資機関と農漁業者との間で締結した農漁業経営安定化資金の融資に係る契約（以下「融資契約」という。）において定められた融資の期間とする。ただし、当該期間が10年を超えるときは、10年とする。

（利子補給の申請）

第5条 利子補給を受けようとする者は、市長に申請をしなければならない。

（利子補給の決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、利子

補給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により利子補給の可否を決定したときは、前条の申請をした者に対し、その旨を通知するものとする。

(利子補給金の交付請求)

第7条 前条第1項の規定により利子補給を可とする旨の決定を受けた者(以下「利子補給決定者」という。)は、利子補給金の交付を受けようとするときは、市長に請求しなければならない。

(利子補給金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに、利子補給金を交付するものとする。

(利子補給の停止等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給を停止し、利子補給の決定を取り消し、又は利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 農漁業者が融資を受けた目的以外の用途に農漁業経営安定化資金を使用したとき。

(2) 農漁業者が融資契約のとおり農漁業経営安定化資金を弁済しないとき。

(3) 農漁業者が市内に住所を有しなくなったとき。

(4) 利子補給決定者が虚偽その他不正の手段により利子補給を受けたとき。

(5) 利子補給決定者が利子補給の決定に際して付された条件に違反したとき。

(6) 融資契約の解除があったとき。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 この条例は、平成20年4月1日以後に最初の利子の支払期日が到来する農漁業経営安定化資金について適用する。

(市川市農漁業災害対策資金利子補給条例の廃止)

- 3 市川市農漁業災害対策資金利子補給条例(昭和53年条例第18号)は、廃止する。

理 由

農漁業者の経営の安定に資するため、農漁業者が融資を受けた農漁業経営安定化資金に係る利子の一部の補給を行う制度を拡充する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。